

「和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務委託」に係る質問への回答

No	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 7 業務の内容（5） 9 機能要件（1）エ	仕様書7(5)には、「データ移行支援及び基本データ変換ツールの構築」と記載されております。 また、仕様書9(1)エには、住民基本台帳情報及び家屋台帳情報等について、「国が示す標準準拠システムのデータレイアウトにて提供する。」と記載されております。 つきましては、移行対象となる住民基本台帳システム、家屋台帳システム等の抽出元システムについて、標準準拠システムへの対応状況（移行済み、移行中/○年度○月頃移行予定等）をご教示いただけますでしょうか。	移行対象となる住民基本台帳システム及び家屋台帳システムの標準準拠システムへの移行状況です。 ●移行済み： 海南市、有田市、御坊市、田辺市、有田川町、美浜町、由良町、上富田町 ●移行予定： 新宮市・広川町・日高川町（令和8年11月頃）、 白浜町（令和8年12月頃）、 日高町・みなべ町（令和9年1月頃）、 岩出市・九度山町・那智勝浦町（令和9年9月頃）、 かつらぎ町（令和9年12月頃）、 紀の川市（令和10年1月頃）、 湯浅町（令和10年1月頃） ※日高町・日高川町については家屋台帳システム未対応。
2	仕様書 7 業務の内容（6）	各市町村に対するシステムの操作説明にあたり、対象市町村が一堂に会して打合せ等を実施する場合、県庁等の会議室を借用することは可能でしょうか。	会議室の空きがあればお貸しします。 空きがない場合は公共施設等を使用いただき、手配、運用については受託者でお願いします。
3	仕様書 9 機能要件（1）エ	こちらは、国の標準準拠システムのデータレイアウトでの提供ができない場合に、各市町村様の基幹システムベンダー様による被災者生活支援システムへのデータ連携用レイアウト改修や別途連携ツール構築等対応に提示費用外の追加費用がかからないようにするという認識で相違ございませんでしょうか。 また、別途費用がかかる場合は、今回提示する見積費用に加えるという認識で相違ございませんでしょうか。	国の標準準拠システムのデータレイアウトでの提供ができない場合だけでなく、連携するにあたり追加費用がかからないようにしてください。 別途費用がかかる場合は、見積費用に含めて提案してください。
4	仕様書 9 機能要件（4）イ	こちらは、住家被害認定調査システムで得られた判定結果を被災者台帳システムへデータを反映する際に、職員様負担を考慮し、CSV等ローカルデータのダウンロード、アップロードは行わず、被災者台帳システムへ自動で反映されることを機能要件として求めているという認識で相違ございませんでしょうか。	CSV等のローカルデータのダウンロード・アップロードを行わないこと自体を必須要件とするものではありませんが、職員による煩雑な手入力を要せず、システム間で連携し自動的に紐付けることを要件としております。
5	仕様書 10 非機能要件（2）エ	こちらは、データセンターの所在について、個人情報を含まない場合、データセンターの所在は、システム導入時及び運用開始以降も国外のデータセンター利用を認め、貴県として国外データセンターを利用することへのリスク（カントリーリスク等）を許容するという認識で宜しいでしょうか。	仕様書には最低限の要件を記載しています。記載事項以外の仕様等については、提案事項としてご提案ください。
6	仕様書 10 非機能要件（4）	こちらについて、災害発生時に必要となる災害時のアカウント及びID数を提案し、その必要となるアカウント及びIDにかかる費用を踏まえて、実施要領P4 7 企画提案書の作成 （2）企画提案書等の記載内容 ク運用維持費等に記載のある運用保守費用に含めて費用提示することで長期間にわたる災害発生時の貴県及び市町村様の費用負担は低減できると認識しております。考え方に認識の齟齬はございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	実施要領 4 質問（4）	実施要領4(4)には、「企画提案書の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。」と記載されております。 このことから、特定の事業者のみが有利となる条件設定や、他社排除を目的とした質問又は提案については、受け付けられない、又は審査において考慮されないものの理解でよろしいでしょうか。	実施要領に記載しているとおりです。

8	実施要領 6 企画提案書等の提出（２）①	こちらは7 企画提案書の作成（１）作成方法 では① 企画提案書はA4判、横書き・・・とありますので、A4横のフラットファイルという認識で間違ございませんでしょうか。	A4横のフラットファイルを使用いただいても構いません。
9	実施要領 6 企画提案書等の提出（７）⑥	弊社は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」を有しておりますが、過去の経験からこの競争入札参加資格決定通知書を有していると、6（１）⑦「定款の写し」の提出を省略できておりました。また、同文面には⑧～⑬の書類を省略できるとありますが、⑬の記述が御座いません。『和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書』を保有している場合、⑦～⑫の書類を省略できると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。⑧～⑬ではなく、⑦～⑫の誤りです。
10	実施要領 7 企画提案書の作成（１）①	実施要領7(1)①には、「企画提案書はA4判、横書き、左綴じ、オールカラーで統一し、表紙及び中表紙を除き両面印刷とすること。また、できる限り簡潔なものとすること。」と記載されております。 つきましては、企画提案書について、横書きの要件を満たすことを前提に、用紙レイアウトを横向き（A4横）として作成することは可能でしょうか。	質問No8と同様、問題ありません。
11	実施要領 7 企画提案書の作成（１）⑥	実施要領7(1)⑥には、「公正な審査のため、会社名等は記載せず、記載されている場合は、マスキングして提出すること。」と記載されております。 一方で、同6(2)には、「※フラットファイル表紙及びCD又はDVDのレーベル面に、『和歌山県・市町村被災者生活支援システム構築業務』、『入札参加者の商号又は名称』、『代表者氏名』を記載すること。」と記載されております。 このことから、企画提案書については、フラットファイルから着脱可能な形式で提出することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、企画提案書の審査にあたっては、「入札参加者の商号又は名称」が記載されたフラットファイルと分離した状態で選定委員へ提供されることを前提として、企画提案書を作成するとの理解で差し支えないでしょうか。	企画提案書については、着脱可能な形式での提出は想定していません。 また、選定委員への提供する企画提案書は、当方でマスキング等することを想定しています。
12	実施要領 7 企画提案書の作成（１）⑥ 8 審査に係る事項（２）⑥	実施要領7(1)⑥には、「公正な審査のため、会社名等は記載せず、記載されている場合は、マスキングして提出すること。」と記載されております。 一方で、実施要領8(2)「選定委員会（第二次審査）」における企画提案については、デモンストレーションを含めて実施することとされております。 第二次審査においても、公正な審査を確保する観点から、企画提案資料およびデモンストレーション画面等に表示される会社名等についてはマスキングを行うとともに、説明時に会社名等を発言しないことが求められるとの理解で差し支えないでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	実施要領 7 企画提案書の作成（２）① オ	こちらに記載のある、認証・登録等に関する書類は企画提案書の原則30ページ以内に含まないという認識で間違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	実施要領 7 企画提案書の作成（２）②	実施要領には、「提供するシステム」の実績を記載する旨の記載がございますことから、参加事業者が提供したシステムの実績を記載するものと理解しております。 つきましては、実績としては参加事業者によるシステム提供実績を記載するとの理解で差し支えないでしょうか。	問題ございません。

15	実施要領 7 企画提案書の作成（２）②	弊社は和歌山県内の販売店となりますので、グループ会社で保有している同システムの実績を調書に記載しても差し支え御座いませんでしょうか。	問題ございません。
16	実施要領 7 企画提案書の作成（２）②	提供するシステムにおいての契約実績を記載するものとありますが、対象となるのは、今回調達されるように1つのシステムを複数の市町村が利用していることが求められるでしょうか。	1つの契約で複数の自治体が利用していない場合でも、実績として記載してください。
17	実施要領 8 審査に係る事項（２）ウ	こちらについて、プレゼンテーション上で画面キャプチャーを用いた説明でも問題ないのか、システム操作説明も必須であるのかご教示いただけますと幸いです。	プレゼンテーションでは、画面キャプチャーの使用で問題ありません。システム操作説明は必須ではありません。
18	様式5 業務実績調書	提供実績として記載する案件については、①～⑤の5件とされております。 一方で、評価表の「導入実績」においては、「導入及び運用の実績が複数あること」および「十分な経験を有していること」が評価の観点として示されております。 つきましては、これらの評価観点を補足する目的で、①～⑤に記載する実績以外の導入・運用実績についても追加で記載することは可能でしょうか。	様式5に行を追加し記載してください。
19	様式5 業務実績調書	実績として評価対象となるのは、本仕様書に記載された機能や対応の一部ではなく、仕様書に示された内容を包括的に満たす有償での導入・運用実績であるものと理解しております。 一方で、本仕様書に記載された機能または要件の一部に係る導入・運用実績についても、当該実績が満たしている仕様箇所を明記することを前提として、実績として記載することは可能でしょうか。	仕様書の箇所を明記した上で記載することで問題ございません。
20	評価表 独自提案	仕様書には記載のない追加提案については、貴県にとって将来的に有益な提案を実施することを目的とし、見積外の機能やサービスも含めて提案して差し支えないという認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	評価表 本業務の受託費用	評価項目「導入コスト」については、評点算定に係る計算式が明示されております。 一方で、評価項目「運用維持費等」については、評価の観点としてランニングコストの高額化が示されているものの、評点算定方法および計算式が明示されていません。 つきましては、「運用維持費等」の評点算定についても、「導入コスト」の評点算定と同様の計算方法により評価されるとの理解で差し支えないでしょうか。	評価項目「運用維持費等」については、「導入コスト」の計算式で評点算定は行いません。提案事業者を比較し配点します。